

3条許可 農地を農地として売買・貸借したい場合

上記の場合は、農地法第3条の許可（以下、「3条許可」とします。）が必要です。
3条許可を受けるには、次の手順に従って適正な申請をしてください。

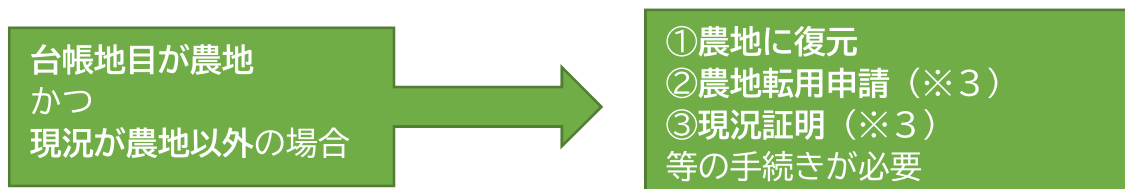
次の場合には許可できません。

- 権利取得後、経営農地（※1）の全てを効率的に耕作する見込みがないとき
 - ⇒将来を見込んで取得するとき
 - ⇒所有地を非公式に貸付けているとき
 - ⇒所有地に違反転用があるとき
 - ⇒自宅から申請地までの通作距離が著しく遠いとき 等
- 農作業に常時従事しないとき
 - ⇒申請者もしくは申請者と住居及び生計を同じにする世帯員により年間150日以上農作業に従事しないとき
- 周辺の農地利用に支障を及ぼすとき
- 転売・権利取得後に地目変更をすることが目的のとき

※：経営農地とは、自作・借入農地のことをいいます
所有地であっても、貸付地は経営農地とはみなしません

Step 1 事前に確認する

- 1 譲受人(借人)の農地基本台帳を取得してください。（住所地の農業委員会で発行）
- 2 土地について確認してください。
(1) 譲受人(借人)の農地基本台帳を見て、「台帳地目」が農地（田、畑、樹園地）で、「現況地目」が農地以外（宅地、雑種地、山林等）の土地があれば、現地での利用状況を確認してください。現地在農地以外であれば、農地に復元させる、農地転用申請をする、現況証明の手続きをする等、是正を図ってください。



※3：②③で是正をした場合、許可（受理）・証明後に3条許可申請を受け付けます

- (2) ①で現地在農地に復元させた場合（または過去から農地利用の場合）は、農業委員会事務局（役場産業課内）にお申し出いただき、事務局による現地確認ができましたら、3条許可申請を行ってください。

Step 2 申請書を作成する

- (1) 添付書類一覧表や記入例を参考に申請書を用意します。
- (2) 経営農地面積や農業従事日数、農機具等は、現在の情報を記入してください。
農地基本台帳の情報と異なるときは、「耕作地申請書」で訂正を行ってください。
- (3) 営農計画書を現経営農地分と申請地に分けて作成します。
- (4) 農機具を借りる場合は、貸人から「農機具貸人の同意書」を取得してください。
- (5) 公道から申請地までの間に他人の土地を通らなくてはならない場合は、その所有者から「通行同意書」を取得してください。
- (6) 代理申請のときは、委任状を添付してください。
※申請地が土地改良区の受益地内の場合は、別途手続きをしてください



Step 3 申請書を提出する

- (1) 毎月末までに申請書を農業委員会事務局に持参してください。
- (2) 必要に応じて補正事項を連絡（代理申請のときは代理人に、本人申請の場合は本人に）しますが、指定された補正期限までに補正されないと、当月農業委員会総会に上程されない場合があります。
- (2) 原則として提出月の翌月10日～20日までの期間に、地区担当委員と現地立会いを行います。現地にて申請内容の説明・対応をしてください。
- (3) 提出日の翌月20日前後に開催される農業委員会総会を経て、順調にすすめば当月末日頃に許可書が交付されます（申請受付からの標準処理期間は30日です）。
申請者（又は代理人）に電話で連絡しますので、窓口にお越しください。
受領時に、受領印（サインでも可）と身分証明書をご持参ください。
詳細については下記までご確認ください。



【お問合せ】 武豊町農業委員会事務局（役場産業課内）
(0569) 72-1111